

18歳から大人に！

4月から成年年齢が引き下げられます！

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていましたが、この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。

これによって、2022年4月1日以降は18歳から新成人となります。

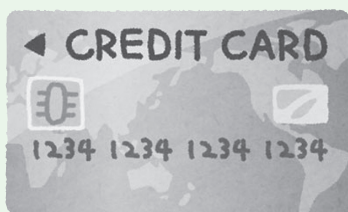
18歳になったら“できること”

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約、決定ができるようになります。

例えば…



携帯電話の契約



クレジットカードをつくる



自動車購入などのローン契約



アパートなどの賃貸契約



進学・就職などの進路決定



結婚（結婚できる最低年齢が男女とも18歳以上になります）

20歳にならないと“できないこと”

成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳となります。

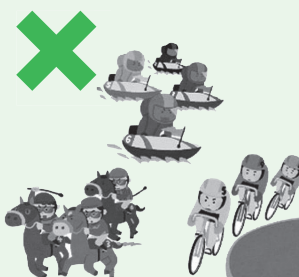
健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。



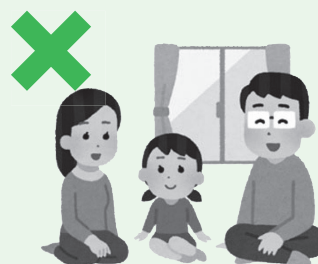
飲 酒



喫 煙



競馬などの投票券の購入



養子を迎える